

霧島市条例第1号

令和5年3月3日

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

霧島市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年霧島市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び」を「並びに」に改め、「法律第37号）」の次に「及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から適用する。